**BCP（事業継続計画）作成　フォローアップ研修**

2023.12.8

びわこ学院大学　教授

烏野財団　代表理事

福祉リスクマネジメント研究所　所長

烏野　猛

**[前提]　―有事における働き方について、職員を守り、職員を活かすことが試される―**

**●　今年度、夏の水害は、これまでと異なる…**最大のエルニーニョ現象…

　　・GWからの多発する地震　（石川県能登を皮切りに全国津々浦々で起こる…）

・梅雨初めの豊橋・豊川、終盤の九州北部、東北北部　「**線状降水帯**」による大水害が‥

・ハザードマップで網羅できている自然災害と、そうではない「**線状降水帯**」

・2023年9月　台風13号の福島、千葉、茨城の記録的大雨…（日立市役所新庁舎の浸水）

二次避難所（福祉避難所）という考え方の撤廃

　「個別避難計画」の作成が、市町村の努力義務に

※　BCP作成を「目的」にしないため、実効性のあるBCPを作るには…?

…（BCP作成は、あくまでも「手段」）

…介護事故、自然災害、感染症　必ず起こり、遭遇するもの。それは想定をはるかに超える

…遭遇した際、十分に「説明」でき、「納得」してもらえるリスクヘッジ

…しかし、何をどう説明したとしても分かってもらえない人がいるのも確か…　そのために

**１　BCP（事業継続計画）の想定**（超大規模災害を想定しているわけではない…）

**―自然災害―**

**Q　今日の深夜に3日間の停電と断水が想定される大規模災害(地震等)の来襲**

**を受けたとしたら…**

**―皆さんの事業所で1週間、乗り越えることができますか…?**

**―感染症―**

**Q　職員の5割が感染症等の疑いで出勤できません。明日以降の1週間のシ**

**フトを作成してください。**

**―皆さんの事業所で1週間、乗り越えることができますか…?**

**２　最優先すべきは…**

A　**人の確保、人の選定…**

…「施設系」（通所系含む）では、感染症（クラスター）の方が、対応が困難

…「訪問系」では、自然災害の方が、対応が困難

となると、項目として具体的には…???

**<厚生労働省のBCPのひな型に沿えば…>**

・推進体制　（役割、部署・役職、氏名…）　1頁

・地理的リスクの把握　（ハザードマップ等）　2頁

・優先業務の選定（優先する事業、優先する業務）4頁　**朝・昼・夕・夜間　何人体制で…?**

・職員の参集基準　（強制参集等）　15頁

・勤務シフト　17頁

以下は、これまでの「避難確保計画」を含めた「防災マニュアル」等で代用できる

・基本方針・防災備蓄品　云々・避難場所、避難方法・関係機関　（一覧）

・地域連携　（一覧）

**３　梅雨の豪雨や台風を踏まえて、実施しておくべきこと**

…　6月から10月（梅雨から台風）までの出水期にあたる、という考え

…これは既に、分かっていることであり、重々承知のこと（冬期の災害ではなく、夏期の災害）

1. **「（全員）避難指示」が、市町村より発令されなかったとしても、発令されたものとして動く「判断基準」を確定させる。　…　国土交通省のひな型**

**…　「BCP発動基準」**

**②　「職員アンケート」の実施**

**・どこに住んでいて**

**・どのような手段で**

**・職場までの距離、通勤時間**

**・子どもや老親との同居の有無**

**・積極的に貢献できる「条件」**

**・雇用契約の調整の可否（パート等）**

**③　（「職員アンケート」をうけて）職員配置の地図を作成する**

**（通所なり作業所は、利用者の住んでいるところ）**

**④　有事の際、「朝・昼・夕・夜間」に勤務できる「人数」だけではなく、「顔」が見えてくる**

**⑤　[有事の際における、業務の優先順位についての考え方]**

**Q 「業務上の優先順位として何をすべきで、何ができるか…」**

**Q 「現実として誰が集まり、実際に何ができるか…」　　　　　　とは違う‼️**

**・利用者を中心に、「業務上の優先順位」と、**

**・職員（集まることができた）を中心に、「業務可能な優先順位」を別々に作成するよう。**

**判断基準　…「BCP発動基準」**

* 行政からの「避難指示」や「緊急安全確保」等が発令されないということを大前提に
* 2021年7月の熱海市土砂災害では、「大雨警報」が発令され「土砂災害警戒情報」が出されていたものの、「避難指示」を見送った経緯が…

体　制

対応要員

活動内容

**高齢者等避難**

体制確立の**判断時期**

(例)いずれかに該当すれば

**・大雨注意報**（雨）

**・洪水注意報**（川）

**・氾濫　警戒　情報**（川）

**[沿岸部]**

**・津波注意報**（海）

・防災担当職員他

（他には、誰が…?）

・利用者名簿（優先順位確認）

・職員数確保の把握

・気象情報等の情報収集

・数時間後の危険レベル等も含め

(例)いずれかに該当すれば

・**記録的短時間大雨情報発令**

・**線状降水帯の発生**

・**大雨警報**（↑雨）

・**土砂災害警戒情報**（山）

（大雨警報発令中が前提）

・**氾濫　危険　情報**（川）

・**氾濫　危険　水位**（川）

**・洪水警報**（川）

**[沿岸部]**

**・津波警報**（海）**・高潮警報**（海）

**（全員）避難指示**

・管理者他

（他には、誰が…?）

・気象情報等の情報収集

・避難場所への避難誘導

・使用する可能性が高い蓄電器等の準備

・利用者家族への事前連絡

・職員含め人数確認

・地域住民への協力要請

・管理者他

（他には、誰が…?）

・強制参集職員他

・垂直避難

・浸水が考えられるなら、土嚢を敷く等の作業の後、電源の喪失前に、上階へ避難する

・スペースの確認、変更と、職員の加配等を済ませ、蓄電池等で電源を確保する。

・防災備蓄品の確認

**緊急安全確保**

(例)いずれかに該当すれば

**・大雨特別警報**（雨）

**・氾濫　発生　情報**（川）

**[沿岸部]**

**・大津波警報**（海）

**４　可視化するために必要な「職員アンケート」と、災害対応基礎知識**

事業継続計画（BCP）とは、大規模な自然災害や感染症等により、通常業務の実施が困難になった際においても、業務を継続するため事業所〇●が実施すべき優先順位を計画するものです。優先すべき業務を遂行するため、必要な人員の確保が求められます。

　事業所●〇では、利用者の生命と健康を守るだけではなく、すべての職員の生命と暮らしを守る責務があります。

　そこで、有事の際に優先すべき業務を遂行するため、皆さんの働き方についてのアンケート調査を実施します。以下の項目にお答えください。

**アンケート**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | 職種 | 介護・医療・その他（　　　　　） |
| 住所 |  | 勤務形態 | 常勤　・　パート |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 通勤 | * 自家用車　　□　バイク
* 自転車　　　□　バス
* 徒歩　　　　□　その他（　　　　）
 | 距離 | ㎞ | 時間 | 　　分　 |

**１　感染症発生時と、地震、風水害等を想定した災害時に分けてお尋ねします。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **事業所内で感染症が発生した場合** | **事業所付近で自然災害が発生した場合** |
| 勤務について | ①.　無条件で通常の勤務が可能②.　宿泊場所があれば通常の勤務が可能③.　感染エリアでは勤務したくない④.　できれば出勤したくない⑤.　その他　　　　　　　　　　　　　 | 家族の安全確認後…①.　通常の勤務が可能②.　宿泊場所があれば通常の勤務が可能③.　できれば出勤したくない④.　その他　　　　　　　　　　　　 |
| 上記で③④「できれば出勤したくない」と答えた理由 | ①.　小学生以下の子と同居しているから年齢・人数など　　②.　要介護者と同居しているから年齢・人数など③.　その他 | ①.　小学生以下の子と同居しているから年齢・人数など②.　要介護者と同居しているから年齢・人数など③.　その他 　　　　  |

**２　自然災害について、地震と風水害を想定した場合に分けてお尋ねします。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 震度5強以上の地震が発生した場合 | 風水害が発生した場合 |
| 自宅の災害リスク情報（該当☑） | 重ねるハザードマップ国土交通省（https://disaportal.gsi.go.jp）等で調べてください。* 津波浸水想定区域
* 高潮想定区域
 | * 洪水浸水想定区域
* 土砂災害想定区域
* 高潮浸水想定区域
 |
| 通勤経路でのリスクを可能な限りすべて記載して下さい | 例：ブロック塀の倒壊等で通行不能になる | 例：橋を渡る必要があり、通行不能になる |

**３　常勤やパート(派遣・契約社員を含む)スタッフの方にお聞きします。**

**有事の際、業務を最低限維持していくために、一時的に雇用契約と異なる勤務を依頼された場合についてお聞きします。**（該当に〇）

①.　雇用契約と異なる条件でも勤務について検討可能

②.　雇用条件の通りにしか勤務できない

③.　雇用条件より減らしたい

**4　その他、どのような「条件や環境」があれば、有事であったとしても、働き続けるこ**

**とができますか?　自由にお答えください。**

ご協力ありがとうございました。

**大規模災害対応表**（2023年11月18時点）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **災害****種別** | **インフラ類** | **現象** | **対策** |
| **台風****大雨****津波** | 停電断水 | **河川決壊・土砂崩れを想定**●増水等よる電源設備崩壊での停電●水道管破損による浄水場浸水での断水* エレベータ使用不能
* 空調関係不能（エアコン等）
* 上層階からの浸水
* ボイラー停止による入浴不可
* トイレ使用不可
* パソコン、テレビ、ネット類使用不能
* ナースコール、センサーマット、エアマット類不能
* ギャッジベッド使用不能、洗濯機使用不能
* 電子カルテ、記録類打込不能
* 厨房、冷蔵・冷凍不能
* ミキサー、フードカッター、スチームコンベクション等使用不能
* 電話・Faxでの受発注不能
 | * 食事提供時間の変更（夕食は早めの時間に）
* 冷蔵、冷凍の温度設定は事前に強冷に(戻すのを忘れぬよう)
* 懐中電灯の数量確認、電池等の確認
* トイレは、紙と排泄物とを分けて処理（詰まるため）
* 浸水は1階からだが、暴風雨の場合、上層階から浸水する。窓サッシやドアの隙間を古新聞等で詰める
* 厨房…ミキサー食、きざみ食への事前の対応
* 職員車・公用車の燃料満タン（エアコン、移動、電源確保）
* 車からコンセント仕様での延長コードで、家庭用サイズの冷凍庫を活かす
* 強制参集職員を含めた職員配置、勤務変更等への確認
* ３日分の献立表の確立と保管場所の確認
* ３～5日分の飲料水の確保
* 薬局を通じてでしか入手できない医薬品、経管キット類は7日間の備蓄が必要
* 暴風雨、浸水等には、水切りドライワイパー（両端が幅広になっている）が有効
* 発電機、蓄電池の燃料等確認（作動確認）
* ナースコール、センサーマット、ギャッジベッド等が電源喪失で不能になることから、転倒転落発生に注意
* 携帯電話、ピッチ、コール等が使用不能になることから、情報共有の手段を確保（ホワイトボード等活用）
* 酷暑の中で、停電・断水、そして暴風により窓が開けられないことによる冷気の確保（冷凍庫の活用）
* 夏期には、紙パックの野菜ジュースや豆乳ジュース、inゼリー等を冷凍庫で凍らせる等の工夫を
* 受電設備や非常用電源は地下ではダメ
 |
| **台風****暴風** | 停電断水 | **竜巻・飛来を想定**●鉄塔、電柱の倒壊等による停電* エレベータ使用不能
* 空調関係不能（エアコン等）
* 倒木等による職員通勤不能
* ボイラー停止による入浴不可
* トイレ使用不可
* パソコン、テレビ、ネット類使用不能
* ナースコール、センサーマット、エアマット類不能
* ギャッジベッド使用不能、洗濯機使用不能
* 電子カルテ、記録類打込不能
* 厨房、冷蔵・冷凍不能
* ミキサー、フードカッター、スチームコンベクション等使用不能
* 電話・Faxでの受発注不能
* 風圧によるガラス、ドアの破損
* 飛来物での損壊に注意
 | * 食事提供時間の変更（夕食は早めの時間に）
* 冷蔵、冷凍の温度設定は事前に強冷に(戻すのを忘れぬよう)
* 懐中電灯の数量確認、電池等の確認
* トイレは、紙と排泄物とを分けて処理（詰まるため）
* 浸水は一階からだが、暴風雨の場合、上層階から浸水する。窓サッシやドアの隙間を古新聞等で詰める
* 厨房…ミキサー食、きざみ食への事前の対応
* 職員車・公用車の燃料満タン（エアコン、移動、電源確保）
* 強制参集職員を含めた職員配置、勤務変更等への確認
* ３日分の献立表の確立と保管場所の確認
* 薬局を通じてでしか入手できない医薬品、経管キット類は7日間の備蓄が必要
* 暴風雨、浸水等には、水切りドライワイパー（両端が幅広になっている）が有効
* 発電機、蓄電池の燃料等確認（作動確認）
* ナースコール、センサーマット、ギャッジベット等が電源喪失で不能になることから、転倒転落発生に注意
* 携帯電話、ピッチ、コール等が使用不能になることから、情報共有の手段を確保（ホワイトボード等活用）
* 酷暑の中で、停電・断水、そして暴風により窓が開けられないことによる冷気の確保（冷凍庫の活用）
* 車からコンセント仕様での延長コードで、家庭用サイズの冷凍庫を活かす
* 夏期には、紙パックの野菜ジュースや豆乳ジュース、inゼリー等を冷凍庫で凍らせる等の工夫を
* 受電設備や非常用電源は地下ではダメ
 |
| **大雪** | 停電断水 | **雪による交通渋滞を想定**●豪雪の電線切断による停電* エレベータ使用不能
* 空調関係不能（とくに暖房等）
* コンセントにつなぐファンヒーターは使用不能
* 積雪等による職員通勤不能
* ボイラー停止による入浴不可
* トイレ使用不可
* パソコン、テレビ、ネット類使用不能
* ナースコール、センサーマット、エアマット類不能
* ギャッジベッド使用不能、洗濯機使用不能
* 電子カルテ、記録類打込不能
* 厨房、冷蔵・冷凍不能
* ミキサー、フードカッター、スチームコンベクション等使用不能
* 電話・Faxでの受発注不能
* エアコン室外機に雪がかぶり通電していたとしてもエアコン使用不能
 | * 食事提供時間の変更（夕食は早めの時間に）
* 懐中電灯の数量確認、電池等の確認
* トイレは、紙と排泄物とを分けて処理（詰まるため）
* 厨房…ミキサー食、きざみ食への事前の対応
* 職員車・公用車の燃料満タン（エアコン、移動、電源確保）
* 強制参集職員を含めた職員配置、勤務変更等への確認
* ３日分の献立表の確立と保管場所の確認
* ３～5日分の飲料水の確保
* 薬局を通じてでしか入手できない医薬品、経管キット類は7日間の備蓄が必要
* 発電機、蓄電池の燃料等確認（作動確認）
* ナースコール、センサーマット、ギャッジベッド等が電源喪失で不能になることから、転倒転落発生に注意
* 携帯電話、ピッチ、コール等が使用不能になることから、情報共有の手段を確保（ホワイトボード等活用）
* 冬期の場合、ファンヒーターではなく、反射式ストーブを使用
* エアコン室外機にかぶる雪の除雪が必要
* 軽油（ディーゼル）の場合、寒冷の程度によって凍ることがあるため、非降雪地域から降雪地域への移動の際、気をつける
* 豪雪時の雪解けによる土砂災害は、春先の3月以降と言われている。豪雪や豪雨の数ヶ月後に何の前触れもなく土砂災害等が起こることも想定する
 |
| **地震****(噴火)** | 停電断水ガス | **交通マヒ、停電、断水を想定*** 交通機関マヒ、道路寸断による職員通勤不可
* エレベータ使用不能（エアコン等）
* 空調関係不能
* ボイラー停止による入浴不可
* トイレ使用不可
* パソコン、テレビ、ネット類使用不能
* ナースコール、センサーマット、エアマット類不能
* ギャッジベッド使用不可、洗濯機使用不能
* 電子カルテ、記録類打込不能
* 厨房、冷蔵・冷凍不能
* ミキサー、フードカッター、スチームコンベクション等使用不能
* 電話・Faxでの受発注不能
* ガス使用不能による厨房の混乱
 | * 懐中電灯の数量確認、電池等の確認
* トイレは、紙と排泄物とを分けて処理（詰まるため）
* 厨房…ミキサー食、きざみ食への事前の対応
* 職員車・公用車の燃料満タン（エアコン、移動、電源確保）
* 強制参集職員を含めた職員配置、勤務変更等への確認
* ３日分の献立表の確立と保管場所の確認
* ３～5日分の飲料水の確認と確保
* 薬局を通じてでしか入手できない医薬品、経管キット類は7日間の備蓄が必要
* 発電機、蓄電池の燃料等確認（作動確認）
* ナースコール、センサーマット、ギャッジベット等が電源喪失で不能になることから、転倒転落発生に注意
* 携帯電話、ピッチ、コール等が使用不能になることから、情報共有の手段を確保（ホワイトボード等活用）
* 冬期の場合、ファンヒーターではなく、反射式ストーブを使用
 |

※　南海・東南海巨大地震を念頭に、**「事前情報」**に伴う**「事前避難」**も起こりうることを想定する。

※　2022年末山形県鶴岡市西目地区の土砂災害を例に、豪雨や豪雪がなくても土砂災害のリスク把握

**５　施設系・通所系・訪問系、個々に留意しておく点**

**[施設系]**

…施設周辺の被災想定を頭に入れておく（避難経路図含め）

土砂災害を含めた水害時の避難場所は、水害ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

**[避難経路図]**―作成の際の留意点―

※　市町村が発表しているハザードマップを参考に、当該施設の地図を張り付け、避難経路を2～

3パターン作成。とくに大雨に伴う河川氾濫の場合、想定される浸水域の予測が非常に難しいた

め、複数の経路を用意。

**□　「線状降水帯」の発生を視野に、ハザードマップ上、浸水リスクが少ない場合であっ**

**たとしても、膝50㎝程度の浸水想定を前提に!!!**

グーグルマップで3Dをかけての高低差も考慮に

**（国交省「重ねるハザードマップ」　ハザードマップ・ポータルサイトから）**。

**国交省「川の防災情報」　　気象庁「キキクル」は、秀逸!!!**

※　2021年5月20日災害対策基本法の改正を受け、「一次避難所」「二次避難所」等の違いがな

くなったことから、福祉避難所である場合、地域住民との調整が必要になる。

※　「職員調査アンケート」をもとに、職員配置図を作成。それと「重ねるハザードマップ」とをオ

ーバーラップさせ、可視化しBCPを実効性のあるものに。

※　2階以上の建物である施設の場合、大前提として、避難ではなく籠城型が最適な考え方である

と思っているが、放射能汚染、大洪水、また近隣の大火などの場合には、避難しか選択肢はな

い。

※　夜勤帯での「垂直避難」を考えた場合、エレベータが使用できないなかでの避難であることを

念頭に。

**[通所系]**

|  |
| --- |
| 【平時からの対応】・職員の人員確保。・強制参集含めた、人員の確保。・高齢者施設等、入居系サービス事業所との連絡調整を密にする。【災害が予想される場合の対応】・高齢者施設に併設されている通所事業所であれば、有事の際、入居施設側へ避難等も考えられるが、通所単体の事業であれば、他の入居施設系事業所に頼らざるを得ず、さらに水害等による浸水を考えた際、上層階がある施設系に併設されている通所事業であれば垂直避難もマンパワーさえあれば可能であるが、平屋造りの通所事業所であれば、垂直避難ができないことから、より早めの判断で施設系への避難が必要になる。・豪雨等による水害の場合、どの段階で早めのサービス中止の判断を行うのか、躊躇われるため、大雨による早期中止の判断基準を定める。・利用者の住んでいる地域の地理的リスクを考え、豪雨等による水害の場合、利用者宅が浸水エリアに該当しているような場合に、送り帰すことの是非について検討する必要がある。【災害発生時の対応】・「夜勤がなく夕方までの仕事」という業務形態であり、その理由で求人もかけていることから、小さい子どものいる女性の割合が職員のなかでも多いため、自然災害時の強制参集に限らず、感染症等のクラスターが発生した場合においても、圧倒的な人手不足に転じる。それらを踏まえ、人材確保に努める。 |

**[訪問系]**

|  |
| --- |
| 【平時からの対応】・職員の人員確保。・強制参集含めた、人員の確保。・利用者の優先順位づけ（ヘルパーが馳せ参じなくても、3日間自宅で持ちこたえることができそうな利用者には訪問しない等）。・他の訪問系事業所との連携　（とくに感染症等でのクラスター発生時には）・高齢者施設等、入居系サービス事業所との連絡調整を密にする。【災害が予想される場合の対応】・豪雨等による水害の場合、どの段階で早めのサービス中止の判断を行うのか、躊躇われるため、大雨による早期中止の判断基準を定める。・利用者の住んでいる地域の地理的リスクを考え、豪雨等による水害の場合、利用者宅が浸水エリアに該当しているような場合のヘルパーの移動について、検討する必要がある。【災害発生時の対応】・訪問系サービスは、感染症等でのクラスター対応よりも、自然災害における対応の方が困難を極める。利用者の選別（訪問するか否か）だけではなく、実際に稼働できるヘルパーも限られ、かつヘルパー同士や事務所との連絡も通信手段の喪失等で絶えるなか、それらを想定した役割分担や、最小限であったとしても業務の継続につながる体制を図る（「平時からの対応」にも繋がる）。 |

**BCP（事業継続計画）達成度合自己点検チェック表（5段階）**

**[自己点検のポイント]**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 達成課題 | 点検 | 自己点検のポイント |
| 1. 避難の判断基準
 |  | 避難の判断基準やその後の動き方・対応が明確になっている。通所：豪雨等による早めの店じまいのタイミングが明確である。 |
| 1. 職員アンケート
 |  | アンケートの配布・収集・集計がなされ、有事の際の参集基準や、勤務シフトへの反映が明確になっている。 |
| 1. 居住地マップ（職員・利用者）
 |  | 勤務する職員（利用者）の所在が役割別に明確になっている。通所・訪問：利用者宅の情報も反映されている。 |
| 1. 職員参集基準
 |  | 職員参集基準の優先度が明確であり、有事の際、職員への事前の申し伝えも十分に説明がされている。 |
| 1. 有事の際の勤務シフト
 |  | 夜勤から始まり、最悪の状況下においても、シフトが計画的になされている。通所：翌朝からの勤務シフトの現実性が明確である。 |
| 1. 優先順位（あるべき理想）
 |  | 法人理念等と照らし合わせ、利用者への介助の優先順位について、職員の出勤率との関係で、あるべき姿が整理されている。 |
| 1. 優先順位（現実的・具体的）
 |  | 実際に集まることができる職員で遂行できる業務の優先順位が話し合われ、より現実的な効果が得られるものとなっている。 |
| 1. 訓練・研修
 |  | 全職員に対し、周知徹底のための研修が予定され、訓練についても計画されている。 |
| 1. 進捗管理（計画性）
 |  | 有事の際の体制及びスケジュールが明確になっている。 |

**[自己点検ポイント集計]**「（80％以上）ほぼ達成…〇」　「一部未達成…△」　「未達成…×」

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1. 避難の判断基準
 |  | ⑥　優先順位（あるべき理想） |  | 左記〇印の合計 |
| 1. 職員アンケート
 |  | ⑦　優先順位（現実的・具体的） |  |
| 1. 居住地マップ（職員・利用者含む）
 |  | ⑧　訓練・研修 |  |
| 1. 職員参集基準
 |  | 1. 進捗管理（計画性）
 |  |
| ⑤　有事の際の勤務シフト |  |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⇩

**[自己点検の達成レベル]**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 達成レベル | 具体的な達成項目 | ポイント（目安） |
| レベル5　（90％以上） | 避難の判断基準を含め、職員アンケートや居住地マップが作成され、職員参集基準が明確で、優先順位が過去の被災に対し現実的なものであり、実効性がある。 | 8つ以上 |
| レベル4　（80％以上） | 避難の判断基準を含め、職員アンケートや居住地マップが作成され、職員参集基準が明確であるものの、一部に改善の余地がみられる。 | 7つ以上 |
| レベル3　（60％以上） | 避難の判断基準を含め、職員アンケートや居住地マップが作成されてはいるが、職員の参集や優先順位の一部に改善の余地がみられる。 | 6つ以上 |
| レベル2　（40％以上） | 避難の判断基準を含め、職員アンケートや居住地マップが作成されてはいるものの、職員の参集基準や勤務シフト等に課題が残り、十分とはいえない。 | 4つ以上 |
| レベル1　（40％未満） | 避難の判断基準を含め、職員アンケートや居住地マップの作成に不十分な点がみられ、職員の参集基準や優先順位等にも改善の余地が多くみられる。 | 3つ程度 |

　※兵庫県老人福祉事業協会研究事業での共同成果資料を加工（烏野座長）

**[備考]　訪問系（通所）事業所・居宅等で、備蓄品として準備しておいた方が良い物**

（例として）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商品名 | 数量 | 単位 |
| あんしん水　2ℓ　10年保存　6本/箱　5箱 | 30 | 本 |
| 生命のパン　あんしんプチヴェール　5年保存 | 20 | 缶 |
| 生命のパン　あんしんオレンジ　5年保存 | 20 | 缶 |
| 生命のパン　あんしんチョコ・ストロベリー5年保存　パンは、牛乳等浸してパン粥にして食す | 20 | 缶 |
| こんにゃく機能米　つなぐ姫きのこ　50食/箱　5年保存　　　糖質制限食なので、非常にいい | 60 | 袋 |
| 美味しい防災食　肉じゃが　50袋/箱　5年保存 | 50 | 袋 |
| 美味しい防災食　豚汁　50袋/箱　5年保存 | 50 | 袋 |
| 美味しい防災食　ソフト金時豆　50袋/箱　5年保存 | 50 | 袋 |
| 井村屋　えいようかん　5年保存　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者宅に配布も可能 | 60 | 個 |
| マイレット　S-100　100回分　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者宅に配布も可能 | 500 | 袋 |
| パナソニック　ハンドフリーライト　BF-AF10P-Y　　　停電時、両手が使えるので非常に有効　 | 20 | 個 |
| ノサックス　踏抜き防止中敷　SKA106-M 24.5-25.0　　在宅で、釘やガラス片の踏抜き防止に | 10 | 組 |
| TRUSCO 耐切創手袋　サイズ：M　　　　　　　　　　在宅で、ガラス片や陶器片の片づけに | 20 | 双 |
| セルスター　パワーインバーターネオ　　　　　　　　　車につなぎ、一時的な電源の確保に | 3 | 台 |
| イワタニ　カセット腑―達人スリム | 2 | 台 |
| ニチネン　マイボンベL　3本入り | 10 | パック |
| 紙パック野菜ジュース（豆乳も）夏期の自然災害時にビタミン・ミネラル類の確保　凍らせる | 60 | パック |
| Inゼリー　　　　　　　　　　　　　　夏期の自然災害時に水分補給と保冷のため　凍らせる | 60 | パック |

■　**ドライワイパー**（風呂場等での水切り用ではなく、両端が少し上に上がったもの）



※　訪問先の意識、家族の協力、住居の築年数、形態等により様々ではあるが…

事業所として準備しておいて良いものと、利用者宅で配布・使用できるものとのバランス

**6　連携協定で必要となる視点**【法的根拠と連携・訓練のあり方】

[根拠]

平成11年39号省令　　…指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

第24条　(事業継続計画の策定等)　指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

平成12年老発214号通知　業務継続計画の策定等

「－研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年2回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。また研修の実施内容についても記録すること。」

<解釈>

厚労省他、各団体が作成した動画を使用しての研修は、「研修の実施」とは認められない、ことから、上記団体等のガンドライン等にならって、動画研修を作成し、施設等の職員が動画研修を閲覧すれば、「定期的な教育」の要件を満たす。

[訓練等]　　厚労省BCPひな形に沿って

* これまでの「避難訓練」の見直し　…夜間(夜勤帯)に遭遇することを念頭に
* 上記に＋αとして、以下の視点を!!!

4　他施設との連携

　4-1　連携体制の構築

　　　・他施設、他法人等、連携先との協議

・「連携協定書の締結」

　4-2　連携対応（体制）　　…「連携協定に基づき」

　　　・優先順位

　　　・入所者、利用者情報の共有のための整理

　　　・共同訓練

------------------------------------------------------------

□　一法人多施設の場合、一法人一施設の場合　連携先が異なる?

連携できる「条件」とは‥?　（地理的リスクが同じと考えられる場合‥）

●　距離　　　　　　　　　　…「重ねるハザードマップ」等活用する

　　　●　道路　（寸断・不通）　　…「重ねるハザードマップ」等活用する

　　　●　構造　（平屋・上層階　、　多床室・ユニット）

（同一法人多施設の場合、上記の「条件づけ」、マッチング化は、しやすい）

□　（同業種との連携を前提とした場合）

□　自事業所の地理的リスクの把握

□　得手不得手（できること・できないこと）の判別

（例）　・　1階平屋にある、またそこに併設している通所（デイ・作業所）の場合

→　2階以上の建物である事業所との連携

→　「ユニット」か「多床室」かでも連携の仕方は異なる　（多床室が優位）

□　優先順位の確定

　　　　→　連携先でそれが可能か?　否か?

□　車両や人手の問題　（利用者だけか?　職員も同伴か?）

5　地域との連携

　　5-1　職員の派遣

　　　・災害福祉支援ネットワークや災害派遣福祉チームの登録　…DWAT

　　5-2　福祉避難所理運営

　　　・受入人数、場所、条件等、受入れられない場合であったとしても、その際の諸条件を整える

　　　・福祉避難所開設の事前準備として、防災備蓄物資、人材支援、行政・社協との調整窓口の設定、ボランティア等の受入情勢等の整備

------------------------------------------------------------

□　D-WATの登録状況は?

□　「被災した事業所となった場合」、「応援として駆けつける場合」

　　→　4日目の朝に到着するとして（3日間は自力）BCP上の優先事項に沿う

□　福祉避難所となった場合、「4.他施設・他事業所との連携」協定に基づき、連携先

との車両や人手の確保状況の確認

□　福祉避難所とならなかった場合、「4.他施設・他事業所との連携」で想定される連

携先への応援体制は?

**〇〇園と〇〇荘における**

**事業継続計画（BCP）連携協定締結書（例）**

**(目的)**

第１条　本協定は、自然災害や感染症等の有事に際し、利用者と職員の保護のため、互いの施設（事業所）が、より円滑に連携及び対応が図られるよう、最低限必要な事項を確認し合うものである。

**(避難及び応援内容)**

第２条　自然災害や感染症等の有事により、被災施設や事業所で利用者の安全を図ることが困難であり、避難の必要性が高いと判断した場合は、協定施設や事業所において必要数の利用者を受け入れるものとする。

２　被災施設や事業所から緊急に人的及び物的支援の申し出があった場合は、出来る限りの応援を行う。

**(避難受け入れ要請)**

第３条　当該施設や事業所は、災害が予想され応援が必要と判断した場合、応援施設や事業所へ使用できるあらゆる手段により状況を報告し応援を要請するものとする。

　※現在は、情報伝達ツールが様々であるため初動の連絡を双方で決めておくことが重要。

**(特定個人情報等の取り扱い)**

第4条　利用者の受け入れに際し、利用者個々の個人情報（家族構成、服薬状況そのた介助に関する必要な情報等）については、本協定書の交付により守秘義務の締結を行ったものとする。

2　同行する職員の個人情報についても、上項と同様とする。

　※事前に顔出しNGの入居者や㊙の情報があるため撮影等も確認しながら進めるのが望ましい。

**(費用負担)**

第5条　被災施設や事業所の避難に係る場所の提供は無償とする。

2　食事、給水及び生活必需品の支援に係る費用については、主として応援施設や事業所側の負担とする。

3　車両並びに運転手等の提供に係る費用については、主として応援施設や事業所側の負担で行う。

4　その他、被災施設や事業所から要請があった物については、主として被災施設や事業所側の負担とする。

　※経費の負担区分についてはトラブルの原因になるのであらかじめ決めておくのが望ましい。

**(協定の検証及び見直し)**

第６条　この協定は、必要に応じて検証し随時見直しができるものとする。

　※災害発生後等に必ず検証し双方で見直しを行うのが望ましい。

**(調整)**

第７条　相互の連携のため協定施設や事業所間においては、有事の際、可能な限りあらゆる連絡手段を試み、情報交換を行いながら、柔軟に相互の連携を図るものとし、この協定に定めのない事項は協議し定めるものとする。

**(協定の期間)**

第８条　この協定は、適用の日から効力を有し、双方から申し出が無い場合は継続するものとする。

　※協定の自動継続について記載しておく。

**(附則)**

この協定は２０２〇年●月●日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には、〇〇園と〇〇荘の施設長や事業所の管理者が記名押印し、２通を作成し、各１通を保有し保管するものとする。

２０２●年〇月〇〇日

〇●老人ホーム　〇〇園

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　施設長　〇　〇　〇　〇　　　㊞

〇●老人ホーム　〇〇荘

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　施設長　〇　〇　〇　〇　　　㊞